

足立区まちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 第1条 この規則は、足立区まちづくり推進条例(平成17年足立区条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共建築物 国又は地方公共団体が公共の目的で建設する建築物及び施設をいう。
- (2) 公共住宅 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に規定する賃貸住宅であって独立行政法人都市再生機構が自ら建設及び管理を行うもの(一定期間経過後に土地提供者等(独立行政法人都市再生機構法第11条第1項第10号に規定するものをいう。)に譲渡する目的で建設される賃貸住宅を除く。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する賃貸住宅その他これらに類する目的で建設される共同住宅をいう。
- (3) 公共的建築物等 鉄道駅、私立病院、私立学校、私立幼稚園、斎場、老人ホーム、集会施設その他これらに類する建築物又は施設であって、公共性の高いものをいう。
- (4) 商店街 商店が概ね連続している地域で、足立区長(以下「区長」という。)が指定する区域をいう。

(開発等事業)

第3条 条例第3条第10号に規定する規則で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 主として住宅の供給を目的とする土地の分割又は区画形質の変更を行う事業のうち、事業区域の面積が150平方メートル以上となるもの

- (2) 主として中高層集合住宅(寄宿舍、下宿その他これらに類する用途を含む。)を建設する事業のうち、地上階数3以上かつ住戸数15戸以上となるもの
- (3) 日常的に不特定多数の来客若しくは来車又は大規模な物流等を伴う小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗を建設する事業のうち、店舗面積が500平方メートルを超えるもの
- (4) 敷地面積が1,000平方メートル以上の敷地に建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に規定する建築物、専ら農業用施設である建築物又は用途が専用住宅である建築物を除く。)を建設する事業のうち、建築確認が必要となるもの
- (5) 公共的建築物等(斎場を除く。)を建設する事業のうち、敷地面積又は延べ面積が500平方メートル以上となるもの
- (6) 新築、改築、増築、用途変更又は使用方法変更により斎場を設置する事業
- (7) 商店街に建築物を建設する事業のうち、延べ面積が300平方メートル以上となるもの
- (8) 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内に倉庫を建設する事業のうち、延べ面積が500平方メートル以上となるもの
- (9) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づき、新たな許可を要する墓地を設置する事業のうち、敷地面積が500平方メートル以上となるもの
- (10) 自動車車庫の機能を有する工作物の設置を主たる目的として行う事業

(公共施設等)

第4条 条例第3条第11号に規定する規則で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第1号に規

定する道路並びに足立区（以下「区」という。）が管理する交通広場及び通路

- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第1号に規定する都市公園、足立区立児童遊園条例(昭和39年足立区条例第14号)に規定する児童遊園及び区が管理する広場
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川
- (4) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 公共建築物であって、敷地面積又は延べ面積が500平方メートル以上となる建築物
 - イ 公共住宅
 - ウ 公衆便所
 - エ 巡査派出所又は駐在所
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(まちづくり推進委員等)

第5条 条例第3条第12号に規定するまちづくり推進委員及び同条第13号に規定するまちづくりカウンセラーの委嘱に関する手続については、区長が別に定めるものとする。

(都市計画マスタープラン)

第6条 区長は、条例第7条第4項の規定に基づき区民等及び事業者の意見を聴取しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの案
- (2) 前号に規定する案の閲覧に関する事項
- (3) 意見の聴取方法及び聴取期間
- (4) その他区長が必要と認める事項

2 前項の公表は、足立広報への掲載その他の方法によるものとする。

3 条例第7条第5項の規定に基づく都市計画マスタープランの公表は、策定の日から2週間以内に、足立広報への掲載その他の方法により行うもの

とする。

(地区まちづくり計画)

第7条 条例第11条第4項の規定に基づく地区まちづくり計画の公表については、前条第3項の規定を準用する。

(事前協議)

第8条 条例第13条第1項に規定する事業又は整備に係る事前協議において、事業者は、区長が別に定める協議図書を提出するものとする。

(勧告)

第9条 条例第14条の規定に基づく勧告は、次の各号に掲げる事項を記載した書面の送付をもって行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事業又は整備の施行場所及び概要
- (3) 勧告の内容及び勧告する理由

(公表)

第10条 条例第15条の規定に基づく公表は、次の各号に掲げる事項を区役所の庁舎前掲示場に掲示するとともに、足立広報への掲載その他の方法により行うものとする。

- (1) 公表日及び公表する期間
- (2) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 事業又は整備の施行場所及び概要
- (4) 勧告の内容及び勧告する理由
- (5) 事業者が勧告に従わない事実

(都市計画審議会の招集)

第11条 足立区都市計画審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合を除き、招集期日の7日前までに、議案及び資料を添えて、日時及び場所を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(議事日程)

第12条 会長は、審議会の議案の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員及び議案に関係のある臨時委員に配布するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第13条 審議会の議事は、次の順序により行うものとする。

- (1) 議題の宣言
- (2) 議案の説明
- (3) 質疑応答
- (4) 討論
- (5) 裁決

(専門委員)

第14条 専門委員は、審議会の会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

(委員等以外の者の出席)

第15条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議案に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の傍聴)

第16条 審議会の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の定員は、5人以内とする。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により自己の意思を表明しないこと。
- (2) 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録)

第 17 条 会長は、次に掲げる事項を記載した審議会の議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員等の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の内容
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 審議会の議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

3 審議会の議事録は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(専門部会)

第 18 条 審議会は、専門的な事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、条例第 23 条、第 24 条及び第 25 条に規定する委員のうちから審議会の会長が指名する。

3 専門部会は、審議会から付託された事項につき調査検討を行う。

(部会長)

第 19 条 専門部会に部会長を置き、部会長は、当該専門部会の委員のうち条例第 23 条及び第 24 条に規定する委員の互選により定める。

2 部会長は、当該専門部会を招集し、それぞれの議事を整理する。

3 部会長に事故があるときは、条例第 23 条及び第 24 条に規定する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(報告)

第 20 条 部会長は、専門部会における調査検討結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 21 条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第 22 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

付 則(平成 1 2 年 4 月 1 日規則第 6 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 1 3 年 3 月 3 0 日規則第 2 8 号)

この規則は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 1 7 年 1 月 2 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 1 7 年 7 月 2 5 日規則第 6 6 号)

この規則は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(平成 年 月 日規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区都市計画審議会条例施行規則の廃止)

2 足立区都市計画審議会条例施行規則(昭和 5 4 年足立区規則第 5 2 号)
は、廃止する。